

## 臨時調整検討部会報告書

開催日時：平成15年11月11日(火) 10:00～12:30  
 開催場所：石狩市役所5階 議会第1委員会室  
 出席委員数：9名中 9名出席  
 座長：加納洋明委員

<<臨時調整検討部会設置の目的(別紙1参照)>>

第5回合併協議会において提案された協議項目のうち、「医療給付関係」及び「保育所関係」について、協議が整わなかったことから、第1回合併協議会で確認された合併協議の基本理念である「事務事業の調整方針(5つの原則)」を確認するとともに、その結果導き出される調整案を次期合併協議会へ報告することを目的とし設置された。

### 1 住民サービス事業を検討する際の基本的な考え方について(別紙2、3参照)

#### 事務局説明

事務事業の調整方針(別紙2)及び臨時調整検討部会の議論のポイント(別紙3)について、説明する。

提案する側も協議する側も、5原則を踏まえ協議・調整を行うが、どこに軸足を置いて議論すべきかについて臨時調整検討部会で確認し、協議会へ報告することを説明する。

#### 5つの原則

一体性確保の原則

福祉向上の原則

負担公平の原則

健全な財政運営の原則

行政改革推進の原則

#### 議論のポイント

新市としての一体性を重視すべきか、旧市村の地域性を重視すべきか

「サービスは高く、負担は低く」を重視すべきか、新市としての健全な財政運営を重視すべきか

住民負担は新市としての公平性を重視すべきか、旧市村の地域性を考慮した応分の負担を重視すべきか

既存のサービス継続を重視すべきか、合併による行政改革を重視すべきか

個々のサービスについて判断すべきか、総体としてのサービスについて判断すべきか

## 議論の概要

調整方針は、第1回で確認されはしたが抽象的だった。本日で示された「議論のポイントについて」のような具体の説明はなされておらず、これが第1回で出されていれば、良いサービスだから絶対残すんだというような、今のような協議会での議論にはなっていないかと思う。

ただ、他の委員も含めこの5つの原則については、みんな理解して協議会に望んでいるはずなので、この場で一つひとつの議論については必要ないと思っている。

第1回で確認された調整方針の大きな2の協議調整の進め方等の中に、「原則として合併時に制度等を統合していくものとする。」となっているので、それぞれの地域で行ってきたものをどのように調整していくか、時には地域性が重視されるのだろうが、基本的には一体性の確保することが最も重要なことなのではないか。

当然新市としては一体性を重視すべきだが、過疎地域などの実情をしっかりと把握した中で調整されるべきものであって、一概にこっちだといった偏った調整にはならないと思う。個々の項目になると地域性を考慮しなければならない項目が出てくる。

各論で議論すると残す、残さないの議論もたくさんでてくると思う、やっぱり総論で議論するのが当然であろう。

ポイントの一つひとつの確認は、この場では必要ない。事務局にお願いするのは、調整案の説明をするときに、検討の経過や原則のどの部分を踏まえて調整案を導き出したのかを説明すべき。そうすれば、細かい議論がなくなると思う。その結論に対し理解するか、しないかだと思う。

3市村の事務方で原則に沿って調整していると思う。そして出てきた調整案はそれぞれの住民に理解をしていただける内容であると、少なくとも事務方では合意しているのだと理解している。またそうすべきである。

「サービスは高く、負担は低く」というのは、当然そうであることにこしたことはないが、そうした場合、財政面を見るとどうなるのかといたら、パンクしますよということで、極端に言うと低いサービスすら受けることができなくなるといったことが出てくるので、そのことは総体的に判断できると思う。

5原則も大事な原則だ。その前に対等な協議を行うということが大前提であるので、その部分も再度確認し、ポイントについてはこれからの協議会で各委員が踏まえながらやっていくという、この部会ではそういったことを確認したということでもいいのではないか。

**確認内容：合併協議にあたっては、第1回合併協議会で確認された「事務事業の調整方針（5つの原則）」を踏まえ協議していくことを確認した。**

## 2 第5回合併協議会継続協議項目の調整について

### 医療給付関係

#### 継続協議となった要点

- ・「乳児、児童及び生徒歯科医療費助成事業」の取扱いについて

#### 事務局説明

医療給付事業については、年々増加傾向にあり、この傾向は将来にわたり伸びていくものと思われる。更に平成12年度から北海道の補助率が下げられてきており、2/3であった補助率が平成16年度には1/2となり、一般財源の持ち出しが増えている状況である。

現在、制度に基づき行っている給付部分を維持していくためにも、単独部分を見直す必要があると考えている。

浜益村で実施している単独助成制度については、平成14年度実績で、49件、857千円となっているが、件数でいうと約3割の者が助成を受けていることになる。

これを新石狩市の場合で試算すると、歯科医院も多いことから受診数が増えることが想定され、4割の場合3,700万円、6割の場合5,600万円の経費が必要と考えられる。また、新市としては予防対策を重視するということもあり、これらのことを勘案し、合併時に廃止する案としたところである。

#### 議論の概要

冒頭に検討部会としての調整案の性格について議論がなされ、調整案は協議会の決定を方向付けるものではなく、協議会における議論のたたき台として報告する旨を確認し、付託案件の議論に入った。

浜益村では、児童数は少なくなってきたことから義務教育修了までの児童に対して、独自の助成ができるのであるが、石狩市でこの制度を実施するとなると事務局から説明のあったとおり多額の経費が必要であり、財政健全の面から考えると無理なのかなと思う。

むしろ、高齢者がどんどん増えている中で、石狩市の充実した福祉サービスが受けられるようになるのであれば、この歯科医療の部分は廃止となっても止むを得ないと思う。

石狩市でやった場合の推計が出されたが、本当にできないものなのか。財政が厳しいからということだが本当に厳しいものなのか。高齢者へのサービスも必要ではあるが、未来ある子どもたちへのサービスは特に必要であると考えている。

本当に必要なサービスは何なのか、どこに視点を置いてサービスを実施していくのか、行政としてその検討をする必要がある、まさに絶好の機会なのではないかと思う。

財政が許すのであれば、是非残して欲しい制度だと思う。歯は人にとって大事な部分であるし、予防としても、治療としても充実しているにこしたことはないが、部会として廃止とするのであれば止むを得ない。

この制度の件についてだけではないが、これから協議していく中で似たようなことが何度も出てくると思う。そのときには、各委員が原則に従って調整していくという、我慢すべき場合も出てくると思うが、新市としてどうしていくべきかといった視点に立ち、皆なが原則に沿った調整能力をもって行わなければならない。

**確認内容：一部委員からは制度の存続を求める意見が出されたが、検討部会としては事務局調整案を修正することなく協議会へ提案することを確認した。**

## 保育所関係

### 継続協議となった要点

- ・へき地保育所運営事業のうち、「延長保育」の取扱いについて

#### 事務局説明

延長保育の考え方について、へき地保育所は、「保育に欠ける児童」を扱う施設ではなく、集団保育ということが基本的な考え方である。また、平成 14 年度に実施したアンケート調査では延長保育希望者はゼロであった。このことから石狩市としては、延長保育を希望する者については認可保育所への入所をお願いしているところである。

しかし、厚田村と浜益村においては認可保育所がなく、地域性及びニーズを考慮すると延長保育を継続して実施すべきと判断し、通常の保育時間を 8:00～17:00 と石狩市の制度に合わせたことから、それぞれの保育所で行っている通常の時間帯を超えた時間については、延長保育として取り扱うこととした。

保育料の考え方としては、合併と同時に石狩市に合わせるのには、住民の理解を得るのが難しいということである。特に浜益村では平成 14 年度に料金を改正したばかりのため、理解を得られないとの理由から合併後に適当と思われる時期を見計らって統一していくこととした。

しかし、延長保育料については、2 村の保育所で延長保育という位置付けをしておきながら、一方が有料で一方が無料という差は解消すべきであり、浜益村においては、有料化について検討している状況であったため、住民からの理解を得られると判断した。

その料金設定については、厚田村と浜益村で延長保育時間に差が生じているため、日額での設定は行わず、石狩市認可保育所で定めている 30 分、150 円を基本の考え方として調整したところである。

#### 議論の概要

浜益村の土曜保育の取扱いについて、どういった保育料の見方をするのか。

事務局：現在、土曜保育料は無料であるが、合併した場合、8:00～12:00 の部分は通常の保育料 6,500 円の中に含まれ、12:00～16:00 までが延長保育料として扱われることとなる。

厚田村の保育料の中に含まれている給食費は、いくらぐらいか。

事務局：給食費がいくらですといった形では把握していない。しいていうなら小学生と同じものであり、3,800 円程度である。

延長保育料の統一は、あまり問題にならないのではないか。

**確認内容：事務局調整案を修正することなく協議会へ提案することを確認した。**

## 臨時調整検討部会の設置について

### 1 設置目的

第5回協議会で継続協議となった「医療給付関係」及び「保育所関係」について、次の事項を検討・協議し、第6回協議会に調整案の報告を行う。（協議会での検討・協議のベースとなる調整案の作成、議論の熟成を目的とする。）

- (1) 合併するとした場合の住民サービスを検討・協議するに当たっての基本的な考え方～5原則を踏まえた方向性の検討・協議
- (2) (1)を基にした「医療給付関係」及び「保育所関係」の調整案の検討・協議

### 2 検討部会の性格

検討部会は、規約第11条第1項及び小委員会規程に基づく小委員会ではなく、協議会の決定に基づく臨時的調整組織であり、付託案件について3市村の代表者による議論により、検討・協議の方向性又は意見の集約を見出し、協議会での検討・協議を円滑に進めるための調整案を作成するものとする。

### 3 検討部会の構成

- (1) 部会員数 9名 ~ 各市村3名（議員2名、民間1名）
- (2) 選考方法 各市村から推薦があった者を会長が指名することとする。

### 4 検討部会の運営

- (1) 座長1名を互選し、付託案件を検討・協議する。
- (2) 座長は、検討部会の検討・協議結果を協議会に報告する。
- (3) 会議録の作成は行わないこととし、その他必要な事項については、座長が定める。

臨時調整検討部会 委員名簿

市 村 名	役 職 名	氏 名
石 狩 市	石狩市議会議員	加 納 洋 明
	石狩市議会議員	堀 弘 子
	一般公募	藤 原 市 子
厚 田 村	厚田村議会議員	成 田 一 夫
	厚田村議会議員	田 村 嘉 瑞
	一般公募	鈴 木 日 出 男
浜 益 村	浜益村議会議員	佐々木 友 治
	浜益村議会議員	神 田 一 昭
	浜益村自治会連合会会長	石 橋 千 春

## 事務事業の調整方針

石狩市・厚田村・浜益村（以下「1市2村」という。）が現在行っている各種の事務事業の協議調整に当たっては、次の5つの原則を総合的に勘案し調整するものとする。

### 1．協議調整の原則

一体性確保の原則（新市に移行する際、住民生活に支障がないように速やかな一体性の確保に努める。）

新市に移行する際、住民生活に混乱をきたすことがあってはならない。

特に、住民票などの各種証明書の発行や各種申請の手続き、保健・福祉サービスや各種施設の利用など住民の生活に直接関わる事項については、支障が生じないように速やかな一体性の確保に努めるものとする。

福祉向上の原則（住民福祉の向上に努める。）

現在1市2村で行っている各種の行政サービスにおいて、差異があるものについては、住民福祉の向上に配慮し、必要な調整に努めるものとする。

負担公平の原則（負担公平の原則に立ち、行政格差の解消に努める。）

地方税、保険料、使用料・手数料など住民が直接負担するものについては、その税率や料金について負担公平の原則に立ち、住民に不公平感を与えないように十分配慮し、調整に努めるものとする。

ただし、新市への移行期において負担の急激な変化が生じるものについては、緩和策等を考慮するものとする。

健全な財政運営の原則（健全な財政に努める。）

事務事業の一元化を図る際には、後年度負担も考慮し、地方分権社会に対応した健全な財政運営が可能となるように努めるものとする。

行政改革推進の原則（行政改革の観点から、事務事業の見直しに努める。）

行政改革の視点に立ち、新市の規模に見合った事務事業の見直しに努めるものとする。

### 2．協議調整の進め方等

原則として合併時に制度等を統合していくものとするが、これまでの経緯や住民への影響等から統合が難しいものや、新市において統合を図ったほうが適当と考えられるものについては、新市において調整していくものとする。

## 臨時調整検討部会の議論のポイント

次の事項について、合併するとした場合の基本的な軸足をどこに置くかを議論する。

- 1 住民サービスは、新市としての一体性を重視すべきか、また、旧市村の地域性を重視すべきか。(調整方針の「(1) 一体性確保の原則」の検討)
- 2 住民サービスは、「サービスは高く、負担は低く」を重視すべきか、また、新市としての健全な財政運営を重視すべきか。～判断材料としては、何が適当か。(調整方針の「(2) 福祉向上の原則」と「(4) 健全な財政運営の原則」との検討)
- 3 サービスの住民負担は、新市としての公平性を重視すべきか、また、旧市村の地域性(必要経費等)を考慮した応分の負担を重視すべきか。(調整方針の「(3) 負担公平の原則」の検討)
- 4 住民サービスは、既存のサービス継続を重視すべきか、また、合併による行政改革(新市の規模に見合った事務事業の見直し)を重視すべきか。(調整方針の「(5) 行政改革推進の原則」の検討)
- 5 住民サービスは、個々のサービスについて判断すべきか、また、総体としてのサービスについて判断すべきか。(各論で判断すべきか、総論で判断すべきか)(調整方針の全体を通しての検討)